

会議録

会議の名称	令和5年度第4回新城市市民自治会議
開催日時	令和5年12月13日(水) 午後6時30分から午後8時まで
開催場所	新城市役所本庁舎4階会議室
会議の次第	1 あいさつ 2 議題 (1) 新城市市長選挙立候補予定者討論会に関する課題について 3 その他 答申日について
出席委員	鈴木誠会長、前澤このみ副会長、瀧下一美委員、清水良文委員、前沢美津男委員、大中範久委員、丸山幸治委員、加藤稜唯委員
欠席委員	滝川多嘉子委員

1 あいさつ

会長からあいさつがされた。

2 議題

(1) 新城市市長選挙立候補予定者討論会に関する課題について

① 市民自治会議との関わり方について（諮問・答申）

《事務局説明》

まず説明に入る前に、前回いただきました意見につきましては、4ページにまとめてございますので、よろしく願いいたします。

それでは、市民自治会議との関わり方についてご説明をさせていただきたいと思えます。資料1ページの(2)の①市民自治会議等の関わり方についてでございます。

委員選定、開催予定日の決定等に時間がかかるということで、委員選定は、例えば市民自治会議等の意見を聞かず、市で選定すればいいのか、諮問と答申という行為を省くことができるか、また、実行委員会で話し合われたことを市民自治会議に報告し、承認を得る必要があるか、報告するだけでいいか、御意見をいただきたいです。

次の公開政策討論会（以下、討論会と表記）が、令和7年10月に実施されると想定し、その1年前、令和6年11月に実行委員を募集し、12月に委嘱することを考えています。そのため、任期満了時については、スケジュールがタイトであるという課題は解決されます。辞職等で市長が欠けた場合は、委員選定は、公募でなくてもいい規定ではありますが、準備期間が短い中で、スムーズに委員を選定できるか不安な部分がありますし、諮問・答申すれば、時間がやはりかかります。

それでは、そもそも市民自治会議と実行委員会のそれぞれの役割は何かということです。資料5ページをご覧ください。「討論会に関する市民自治会議及び実行委員会の役割」について、条例、規則で記載されている内容を抜粋したものです。

市民自治会議は、市長の附属機関であり、そのため条例に規定されています。市長からの諮問に対し、調査・検討し、答申する機関です。そのため、討論会に関しては、「市が討論会の開催予定日、開催予定場所その他討論会の開催に関し必要な事項を決定する際の助言（諮問&答申）。」「実行委員会公募委員の審査（市民自治会議委員5人以内）をし、市長が決定し、市民自治会議へ通知する。」「実行委員を公募した結果、要領第7条第1項に掲げる要件に該当し、公募によらずに委員を選定するときは、市長と市民自治会議はあらかじめ協議する。」と規定されています。

一方で、実行委員会は、附属機関ではありませんので、条例上の規定はなく、報酬も支払いません。また、附属機関とすると報酬を支払う必要がありますが、現職の市長が立候補予定者となった場合に関係性を疑われないよう報酬を支払わないという理由もあります。

また、任意機関のため、各委員の意見を一つにまとめる必要はありませんし、市から求められることもありません。条例、規則においては、「市が討論会を開催するに当た

って、手続及び運営が公平かつ公正に行われるよう協力。」「市長が討論会を開催するに当たって必要な事務のうち、以下のものへの協力。①討論会の説明会に関すること。②議題に関すること。③討論会の主宰者に関すること。④討論会の進行に関すること。⑤公表及び広報の方法に関すること。⑥その他市長が必要があると認めること。」ということ、市長が市民目線で声を聴く必要があると判断した事項は、必要に応じて市民自治会議に助言（答申）をもらい市が決定します。他方、実行委員会は、討論会の運用部分、実働的な部分について市に対して協力することが求められています。つまり、市民自治会議からは助言（答申）をもらい、実行委員会からは実働部分の協力をいただいて、市が決定していくということかと思えます。

また、現役の市長が出馬する際は、より客観性を持ちたいということで、どちらにしても市の機関に変わりはありませんが、市民自治会議と実行委員会の2つのクッションがあることで、そこを担保するという意味合いもあると考えます。

ということで、スケジュール的な面で言いますと、基本的に任期満了時は問題ないと考えますが、辞職等により市長が欠けた場合は、委員選定は市で行い、諮問と答申は、省けるなら省きたいというところかと思えます。公正性、公平性、客観性というところで、省いてもいいのかどうか御意見をいただければと思います。

《質疑応答・意見交換》

会 長	それでは今の点についてですね、皆さんのご意見をいただきたいと思えます。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。
委 員	第7条の第2項「市長と市民自治会議があらかじめ協議する」と書いてあるんですが、協議する根拠、組織としての根拠は何があるんですかね。 市長と市民自治会議は、諮問と答申の関係なんですよ。協議というと、市長と同格の人たちならば協議として成り立つと思うんですが同格ではないですよ。執行機関と附属機関が協議というのは、どうなんですかね。諮問して答申をするというならわかりますが、諮問と答申をしている間は合わないと思うし、そこら辺のところいかがでしょうか。
会 長	事務局いかがですか。
事務局	市民自治会議に対しましては、基本的には諮問と答申ということだと思います。市民自治会議から5人選任されて、実行委員の審査をしているという関係上、公募によらない場合には、協議をして、ご意見を聴くことを要領で定めたというのが経緯かと思えます。もしこういったことが市民自治会議の所掌事務としてまずいということであれば改めなければならないというところではないかと思えます。
委 員	これは私らがどうのこうの言うのではなくて、市の中でこういうことが成り立つのか成り立たないのか、一遍、検討していただくしか方法はない

	<p>と思うんですよ。</p> <p>協議っていうのは、例えば、愛知県と新城市が協議するとか、そういうのはあるんですが、それはやはり執行機関同士ですので協議が成り立つと思います、執行機関と補助機関ですので、ちょっと私とすると疑義があるということです。</p>
委員	<p>第4条における市民自治会議へ諮問と答申という、そういうのではなくて何ていうんですかね。意見を聴くことができるだとか、そうってますよね。だからそれがここで諮問と答申でいいんですか、というのはちょっとよくわからないんですけど、市長が決めることだと思うんですね。市長部局でやるわけですから、うちの場合は附属機関で、そこで開催予定日とか開催予定場所について意見を聴くわけですよ。そういう場なのでこの文言が正しいかどうか、ちょっとわかんないんですけど、いずれにしても、そういう助言というか意見を聴くんですが、条例上、実行委員会というのはどこにも文言が出てないんですね。</p> <p>実行委員会は、規則に出てくるだけなもんだから、もちろんそれでもいいかもしれませんが、市民自治会議はちゃんとした市民自治会議の定めがあって、そして、ここに出てくるということは、ある程度、市長と市民という関係性がそこに生まれているという、条例上はそういうことになると思うんですね。だから、ある意味で市長の思い通りにはならないよと、そんなこと言うためには、これはあってもいいのではないかなというふうなことを思うんですね。それでただ、実行委員会を決めるのは、前の年になるので、時間的には余裕があるということなんですよ。だけど、新年度になってから、開催日と場所を決めるので、市民自治会議がどんな編成になっているかというのに掛かるんですね。</p> <p>要するに、4月当初から委員が決まっていればいいけど、そうじゃない場合に、諮問、意見を聴くことが遅れるということになるわけですよ。だから、市民自治会議が2年に一度という任期なので、そことのずれがどこまであるのかということにもよるかなとは思っているんですね。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、非常にこの今の議論は、時間との戦いを言っているんで、非常に難しいなと思っております。ただ市民自治会議として、やっぱりそのあたりは、ちゃんと市長が提案してきたものについて、これはちょっと市長の意に対して何らか意見するというのは、ありかなと思っています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>あともう一つ第4条ですね。いわゆる今日の議題の(1)辞職等という場合において、市民自治会議に諮問している時間があるかということです</p>

	<p>ね。第4条。任期満了と辞職等でやった場合と、条例に別の規定を設けるというのは大変辛いと思うんですよ。そうするとどちらかに合わせないといけないけど、今のままだと、第4条は、辞職等で突然市長が辞めた場合でも、開催予定場所等は全部市民自治会議に諮問しないとならないということになってるんですよ。そのあたりが一番問題なのかなと、いいか悪いかは別としてスケジュール的にどうでしょうかということですね。それがちょっと心配です。</p>
会 長	はい、ありがとうございました。
委 員	<p>第4条についてですが、私が思うところでは、諮問とか答申というのは必要に感じます。</p> <p>その理由なんです、やはりきちんとした機関にワンクッション、公平性を担保するためにということと、時間がないから削除するという言葉がすごく気になって、僕が思うのは、4年、どういう状態でも次の4年のリーダーを決める選挙であることに間違いはないと思うのです。辞職にしても、任期満了にしても、その議論の中で必ず時間がないから省ける事務はないのかというのは、すごくそこが違和感なんです。開催に時間がかかるというのは、申し訳ありませんが、ちょっとよくわからないですが、それに合わせることは不可能なのかもしれません。同じようにやっていけるようなことを考えていかないと、駄目なのではないのかと率直に思いました。意見としてずれてたら大変申し訳ないんですが、やはり、公平性を担保するため、省けるもの省くという考えは、僕としてはちょっと納得がいかないかなと思います。</p>
会 長	ありがとうございました。
委 員	<p>すいません。よく理解しておりません。</p> <p>諮問と答申を省いたらどんな問題が出ますか。</p>
事務局	<p>諮問と答申を省いたらどんな問題が出るかといったところを、今、皆さんにお聞きしてる部分です。先ほどの説明の中で言ったのは、実行委員会を決めることができない会議です、というのは任意機関ですので。</p> <p>市の方から開催予定日と開催予定場所について、その他討論会の開催に関し必要な事項について何か聴くことがあるとして、それを聴く場所としては市民自治会議というのがあります。その中で開催予定日、開催予定場所というのは、実行委員会、市民自治会議という二つのクッションを置いてでも、聞いた方がいいものなのかどうか。そういったところをちょっと皆さんにお聞きしている部分だと思います。省くとどうなるのかは正直、ちょっと何とも言えません。</p>
会 長	実際には、諮問があり答申をすることを想定して、自主的に準備をして

	<p>いくと思います。市民自治会議は、別に諮問があったから、諮問に基づいて何かをやったということばかりではなくて、自主的な検討会、研究会も随分重ねてきました。ですので、時間的に厳しい事態であれば、それを踏まえながらも市民自治会議を開催し、受けた諮問に対して審議し、市長に答申することを市民のためにしないといけない。事務局とか市の方とも協議をして、動いていくことになるだろうと思います。ですから、今、委員がおっしゃったように、時間等がタイトであるという厳しい条件があるから何かをやらないのはおかしいという意見に私も賛成します。条例に基づいて、市民自治会議の委員は協議に協力し、討論会の日時や場所等のありかたについて、市に提言する必要があるかと考えています。</p>
委員	<p>第4条ですが、市民自治会議の意見というのは、「できる規定」にしたらいかがですか。そうすれば、両方とも適用できる。市が、市民自治会議にこれは今回はいいかなと思えばしなくてもいいし、やっぱり市民自治会議に諮問しましょうと言えば、それはできる。だから、これだと絶対やらなければいけないということですよ。だから、ここを「できる規定」にすれば、両方泳げるのではないかなと、私はそう思うんですがいかがでしょうか。</p>
会長	<p>ご意見としていただくことにしたいと思います。ここで結論を出す必要はないので、委員のご意見としていただくということで。</p>
委員	<p>ごめんなさい。ちょっと戻ってしまいます。</p> <p>さっき一番最初話があった要領の第7条第2項の時に、何を協議するのか、或いは同格ではないのに協議する必要があるのかということで、この協議という言葉がふさわしいかどうかわからない。要領の第7条というのは、特例ということの扱いなのでそんなことがあったときにどうしようという扱いだと思います。なので、何か私はこの協議という言葉がふさわしいかどうかわからないんですが、これもやっぱり必要なことかなというふうに思って聞いてたんです。</p> <p>さきほど委員が言われたこと、やっぱりこの市民自治会議そのものというのは、自治基本条例に基づいて動くことに対しての立ち位置があるので、それはこの第4条は、時間があるかないかとか、面倒とか、そういうことは抜きにしてやっぱり必要なことなのかなと思いついて聞いてました。</p>
委員	<p>〇〇委員が言ったように、何かを省くというのは、後になってあの時に省いちゃったからということがわかってしまった時に、何かモヤモヤとしたものが残ってしまうということになる。</p> <p>何かを省くというよりもこういうことをやらないと、これは絶対やらないといけないよという方法を考えて、実際に任期満了とか、途中で辞職さ</p>

	れた時とか、確かに途中で辞職された時なんか、もうぎりぎりの状態だと思えますよ。要するに辞職から何日間ってもう選挙には決まってしまうからね。ですけど、今回みたいに任期満了でという余裕って言うてはいけませんけども、一応途中でやめるのではなくて、普通、任期満了まで行くよというような感じで決めて、それをもし何事があって途中でやめちゃうよと言ったら、もう前倒しする。そのためにはどうしたらいいかというふうな感じで、やったほうがいいのかという気がしますけどね。
会 長	この辺り、また後でも出てきます。御意見賜りましてありがとうございます。それでは、事務局の方、今皆さんいろいろと御意見いただきましたけど、ここでは特に一つにまとめるという必要はないですね。
事務局	はい。
会 長	今回は皆さんの御意見をそのまま答申に記載していきたいと考えており、最終的には市の方で判断いただくための材料という理解でいいですよ。

② 参加申出期限について

《事務局説明》

(3)－①と同時に意見交換をお願いします。資料6ページの図を使って再度説明をさせていただきます。

スクリーンの方にも映し出しておりますので、どちらか見やすい方をご覧ください。討論会への参加申出期限が、条例で規定されています。任期満了時は、討論会開催予定日の30日前を1回目の申出期限としています。ここまでで申込みすると討論会で話し合う議題の提案と実行委員を3人まで推薦することができます。これ以降にも参加の申込みはできますが、討論会の7日前に2回目の期限がきます。ただし、1回目の申出期限を過ぎてからの申込みの場合は、討論会の議題の提案と実行委員の推薦はできません。また、2回目の申出期限と同日まで、市の機関に対して、討論会の議題に関連する情報提供を求めることができます。2回目の申出期限から討論会開催日までの7日の間に参加者への討論会概要の説明、記者発表、政策シートの提出、議題関連資料の収集・提供を行う訳ですが、これがスケジュール的に厳しいです。そこで、2回目の申出期限を14日前としてはどうか、というような提案をいただいております。しかし、辞職等により市長が欠けた場合は、1回目の申出期限が討論会の10日前となります。2回目の期限を14日前にすると、1回目の期限より前になり矛盾が生じます。また、現状、2回目の申出期限が7日前であるため、そもそも1回目と2回目の申出期限が3日しか変わりません。これらのことから、辞職等による場合は、1回目の申出期限は10日前のままとし、2回目の申出期限をなくしてはどうかということです。この項目につきましては、任期満了時の2回目の申出期限を7日前から14日前にすること、辞職等により市長が欠けたときの2回目の申出期限は必要ないということで、前回概ね皆

さん意見されていたかと思えます。他に御意見があればいただきたいと思えます。

《質疑応答・意見交換》

会長	これについては皆さん、前回ご討議いただいたのでよろしいですか。
委員	異議はないんですけど、これただし書きでするんだよね。
事務局	はい。条例の準用のところになると思えます。
委員	わかりました。
会長	今の点も含めて確認をいただきました。よろしいですね。

③ 実行委員の任期

《事務局説明》

話に入る前に現状の実行委員の人数、対象者、任期について確認していきたいと思えます。資料の7ページに実行委員の任期について記載をしております。

人数につきましては、15名以内、プラス討論会参加者の推薦を受けた者、ですから先ほど説明しましたとおり、1回目の参加申し出期限までに申し込まれた参加予定者から3名ということですね。それから任期ですけども現状1年で再任を妨げないということになっております。対象につきましては実行委員の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するというので、市民、学識経験を有する者、討論会参加者の推薦を受けた者、その他市長が必要があると認める者ということです。公募の委員につきましては内訳が定められております。経験枠としまして、概ね10人以内ということで、市内外における討論会等の運営経験者、新城市地域自治区条例第5条に規定する地域協議会の構成員またはその経験者、市民自治会議条例第4条に規定する市民自治会議の委員の経験者、新城市若者議会条例第4条に規定する若者議会の委員またはその経験者、女性議会、中学生議会または市民まちづくり集会実行委員会の委員またはその経験者。②として、一般枠です。こちらは5人以内ということで、合計で15人以内というような形で、これプラス、各陣営から推薦を受けたものというような形になっております。

辞職等による討論会に備えて、常設の実行委員を条例上で規定しまして、勉強会や、運営のフォーマットを作成するなどしてはどうかという意見ですとか、学識経験者市民委員については、実行委員の任期を2年にしてもいいのではないかというようなご意見を前回いただいております。ポイントとしましては、常に実行委員がいる状態であれば、確かに辞職等による討論会の際のロスタイムなどはなくなってきます。ただ、その任期を4年という形にすると、委員が集まりにくいんじゃないかというような懸念はございます。それと2年任期の場合にしますと、2回に1回（「2年のうち1年」はの意味）は辞職等がない限り討論会を行わない期があることを想定しておく必要があると思えます。

皆様のご意見をいただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

《質疑応答・意見交換》

会 長	皆さんの感覚で十分だと思います。(皆さんは、) いろんな委員も今兼務されてると思いますので、そのことも踏まえて、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。
委 員	私は2年でいいと思います。今言ったように、いろんなさつきちょっと話をしたようなことでいけば、前倒しにいろんなことができるだろうしということで、辞職した時にも、そこで対応できるということで2年に賛成します。
委 員	任期満了の場合、当該年度で実行委員会の委員を選ぶとスケジュール的に厳しいわけですよ。できれば前の年度からとなるといわゆる年度の途中から、2年というとその次の任期満了だと途中は空いてしまうんですね。ですのでできれば、言うならば、途中で抜けてもいい規定を設けて、自動的に更新していただいて、最大3年。4年目の前の年度にもう一度選び直すというような形はできんでしょうかね。そうすると、自動的に続けられた人もその時であればまた事情も変わったりするので、抜けることができるけど、いわゆるスケジュール表を書いてもらって、やるとわかると思うんですがいかがでしょうか。
会 長	御意見ということでよろしいですかね。もし事務局の方に確認したいことがあったらそのようにご指摘下さい。
委 員	単純な考えです。4年だと長過ぎます。1年だと1年ごとに選ばなければなりません。真ん中をとって2年ぐらいじゃないですかね。4年はちょっと長いと思います。
委 員	任期についてですけど、2年で私もいいかなと思うんですけども、毎年、公募の方はしていただきたいかなという感じですね。2年でまるっと全員変わるというよりは定足数を満たすまでは、毎年、毎年公募をしていただいてその上で、人数の担保をしていくというやり方ではないとなかなかこう2年で、まるっと全員変わってしまうとそれはそれで逆にどうなのかなというところもあるので、そういった意見です。
委 員	すごく難しい問題だと思うんですけど、討論会がない年に応募してくる方がいらっしゃるかどうかっていう話だと思います。2年にして必ず討論会がない年があるはずだと思っています。僕だったら応募しないので、そこはどうなんだろうっていうところはあります。1年で再任を妨げないということなので、その辺をうまく活用できたらいいかなと思います。
委 員	選挙がないときに実行委員ですよなんて全然実感もわからない。そういう

	<p>こともあって、4年に一度の選挙だから4年ぐらいでいいのかなっていう気がしますし、ないときは、当然、関心がどんどん薄くなってしまうということもある。今、現状この任期1年というのは、6年度に市長選挙ですね。</p>
事務局	<p>令和7年度です。</p>
委員	<p>令和7年度ということですね。そうすると、あと2年はないけども、1年と8ヶ月か10ヶ月ぐらいあるわけですね。ということは来年、委員を選んでおかないとちょっときついついていうことになりますよね。一応そんな感じで現状、市民自治会議ができれば、こういう感じで選んでいけばいいのかなっていう気もしないでもありません。</p>
委員	<p>私は2年任期でいいと思います。実際4年に1回しか選挙がないので、選挙に当たらない年の実行委員会もできるわけですが、もちろんその討論会を開くことも大事なだけけれども、もうちょっと広い目で見ると選挙に関わるいろいろなことを学んだり、或いは啓発したりするいろいろなことも含めてできるかなというふうに考えるとあくまでこれは人の選挙、候補者は他の人ですけども、私たちにとっては私たちの1票をどうやって行使するか、私達は選挙権のある人としてどうするか、そういうことを思う新城市民というか、そういう町でありたいということがこの討論会を作った時の一番の思いだったので、誰の選挙でもない私たちの選挙っていうのを考えていくと、2年の任期でさっき事務局で言われたみたいに前の年に実行委員会ができて2年任期でやっていくという格好だったらやり続けていけるかな。実際に〇〇委員は前回討論会の時に関わられたと思うんですが、1年で実行委員になって「ワー」ってやるのは本当に大変負担の重たいことだと思うので、できれば常設に近い形で、2年の任期の実行委員会を持っていけたらいいかなというふうに思います。</p>
会長	<p>事務局の方に事実関係を確認させてほしいのですが、例えば、今回の場合は、あれですよ令和6年の10月に検討してそして12月に委嘱でしたかね。そうすると委嘱されたらその段階でもう実行委員会が立ち上がる。</p>
事務局	<p>はい。その予定でいます。</p>
会長	<p>そうですね。それで、実際に12月から1月2月3月とそしてあと10月までの10ヶ月という形ですかね。現状はそうなってるわけですよ。</p>
事務局	<p>その予定で予算も計上していく予定です。</p>
会長	<p>これを仮に2年というふうにすると、例えば選挙の前の3年前のちょうど12月に委嘱をして、そして2年前の1年とそれから選挙の年の10月までということになるわけですよ。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>

<p>会 長</p>	<p>例えば、お休みを設ける期間がまるっと取れるのは1年のみですね。ですから、その1年のうちに他に市長から諮問があるからその審議もおこない答申もするわけですね。さらに、今回のような条例改正の検討も含めたりするのが実質1年ということになりますよね。</p> <p>もし任期を2年としたら、実行委員会の立ち上げが重要になるので、4年のうち2年半は討論会の準備に時間を費やすことになりますね。しかも、途中で市長が辞職等なければ討論会がなくても委員は委嘱されたまま残ることになります。そう考えると、私は2年にする意味合いはないように思いますし、実行委員会立ち上げ前の準備に要する時間を考えると現行の1年でいいと思っています。むしろ、これから経験を蓄積していったら、既定の期間でやり遂げていくというふうに考えるべきかな、と思います。そういう観点でも私は1年が適当じゃないかなというふうに考えてます。</p> <p>それから、自治基本条例は他の市民参加に関わるもろもろの事項についても扱っていくということがあって、市長の諮問事項も毎年出てきますし、出てこない場合には、自主的に研究会を立ち上げて動くこともするので、そう考えると、1年というところでもうしばらく進めてみてはどうかというふうに考えております。もちろん、2年というのも捨てがたい意見はありますけどね。</p>
<p>委 員</p>	<p>例えばですね、次回、今年の12月に実行委員会の委員を選んだとすると、そうすると任期は令和7年の12月なんですよ。11月末なんですよ。それで、7年の12月に選ぶと今度9、10年の11月…あーそう繋がるわけか。私の勘違いです。すいません。</p>
<p>委 員</p>	<p>続いてやるのか、それとも途切れるというか、実行委員会自体、だから、そこんところが、それって運用できるだよ。要するに実行委員会を編成するのに、続いてなければいけないということはないんだよね。そこだけちょっと確認したいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>ないと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうすると、その1年ブランクが出るっていうのは確かにそうよね。</p> <p>令和6年、来年の12月に任命をしたとしてですね、そうすると令和8年の11月末で終わりということになるんですよ。そうすると令和8年は選挙がない年になりますよね。ない年が令和8年になる。その1年に何するかっていうそういう話になるんですね。だから、ずらして対応できるというのが会長の意見であったような気がするんですけどね。ただ、市長が離職した場合にまたそれつくればいって言えばそういうことなんでしょうね。ここはね、その間の年にどうするかという議論にもなろうかなというふうに思ってます、反省の意味で1年、反省というか、今度どう</p>

	しようかというようなことを検討するという1年があってもいいのかなあ とったりなんかしますね。
会 長	わかりました。ここは皆さんの経験もあるし、ご意見を尊重していくつ か意見を書いておきましょう。

④ 開催予定日と開催日を分けて公表する必要があるか

《事務局説明》

討論会の開催日は変更することはまずあり得ないため、予定日ではなく、開催日、開催場所として公表し、仮に中止や変更の場合は改めて公表すればいいという意見です。

条例をつくった当時は、例えば3日間討論会を開催するとして、立候補予定者がそのうちの2日間しか参加しないかもしれないので、あくまで予定としたようです。また、〇〇委員は、途中で開催日が違う日に変更される可能性はないのだから、開催日がいいのではということでしたが、開催日の変更は低いですが可能性があるため、開催予定日を開催日に変更する理由とはならないかと思います。

しかし、他の理由で最初から開催日にした方がいいのではというものが見つかりましたので、説明させていただきます。資料8ページを使って説明します。具体例をご覧ください。開催予定日または開催日を10月2日、7日、14日に設定し、現行と開催日を統一した場合の開催日決定時期について、パターン毎に比較していきたいと思えます。

パターンの①です。パターン①は、1回目の申出期限までにAがすべての日の討論会に参加を申し出ています。現行は、1回目の申出期限が来た時点で3日間の開催が決定します。開催日に統一した場合は、最初に3日間を開催日として公表します。その後、2回目の申出期限までにどの日も一人は参加者がいるため、予定通り3日間開催し、中止する日はないということになります。

パターン②は、1回目の申出期限までにAが14日のみ参加しない申出をしています。この場合、現行では、1回目の申出期限が過ぎたら、2日と7日に開催することを決定します。その後に申し出るBは、決定した2日と7日のうちから参加する日を決めることができます。開催日に統一した場合は、1回目の申出期限で、14日の中止の可能性はありますが、2回目の申出期限までに14日に参加する方が出る可能性がありますので、この時点で中止が決定できません。その後、Bが14日に出ると申出があったため、最終的にすべての日が予定通り開催されることがこの時点で確定します。パターン②の場合、現行ですと予定者Bは10月14日という選択肢がないですが、開催日に統一すれば2回目の申出期限まで14日へ参加することが可能です。ただし、この場合、1回目の申出期限で予定者Aが14日に参加しないため、14日の議題は参加予定者の意向を聞けないため、市で決定し、公表することとなります。

パターン③は、1回目の申出期限までに予定者Aが14日のみ参加しない申出をし

ていますので、現行では、1回目の申出期限が過ぎたら、2日と7日に開催日を決定できます。開催日を統一した場合は、パターン②同様、2回目の申出期限までにまだ14日に参加する方がいるかもしれませんので、中止が確定するのは、2回目の申出期限が来てからになります。

パターン④は、1回目の申出期限までに参加申出がない状況です。条例作成当初、このパターンが想定されていなかったようです。パターン②のように、1回目の申出期限がきた時点での申出状況で開催日を決定するのであれば、この場合、誰も参加申出していないので、討論会自体が中止となります。しかし、討論会条例では、1回目の申出期限が過ぎた後も討論会7日前までは参加申出できることとなっています。そのため、この場合、1回目の申出期限が過ぎた段階で、参加者はいませんが、3日とも開催することを一旦決定し、2回目の申出期限までに予定者Aが10/2、10/7の参加申出をしますので、14日の中止を発表することとなります。開催日に統一した場合は、最初に開催日として公表し、2回目の申出期限で14日の中止を発表することとなります。パターン④は、現行も開催日を統一した場合も1回目の申出期限が過ぎた時点で、参加予定者がいないため、参加予定者の意向を聞かずに市において議題を決定し公表することとなります。

パターン毎に違いますが、現行の場合は、パターン④を除き、基本的には、1回目の申出期限で開催日が決定しますので、運営する側としては、予定しやすいのいいとは思いますが、立候補予定者からすると2回目の申出期限まで3日間とも参加可能な状態としておいた方がいいのではないかという考え方もあります。また、パターン④のように1回目の申出期限で誰も参加しない日があっても開催日として決定しないといけないパターンがあるなら、パターン②も1回目の申出期限で14日を中止とせずに2回目の申出期限で決めればいいとなるかと思えます。そうすると結局2回目の申出期限まで開催するかしないかが確定しないということになりますので、それであれば開催日に統一してもいいかなというような考え方もあろうかと思えます。少し説明が複雑だったと思いますが、この後議論の中でいろいろ聞いていただければと思います。

以上を踏まえて、御意見をいただければと思います。

《質疑応答・意見交換》

会長	議論をするのもいいけども、そもそも議論する必要があるかどうかということですね。突き詰めていけばこういう可能性ってのはいくつも出てくるし、この条例を作る時、今言われたように、パターン④は想定していなかった。こういうこともありうるだろうということで今出したわけですね。ですので皆さんの方からご意見が特段あれば、今言っていたら、別になければ別に構わないというふうに受けとめていただいてもいいかなというふうに思います。どうでしょうか。
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

委員	<p>確認なんですけど、一応条例の第4条には市民自治会議の意見を聞いて、決定してということで、どのタイミングで決裁が下りるかということだと思っんですね。条例なので、決裁が下りる前には絶対に予定日にしておかないとそれはそれで問題があるのではないかなと思っんですけど。そこを統一していいんですかという質問です。</p>
事務局	<p>すいません。もう一度質問よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>行政の方で、この日に開催しますという決裁がどっかでおりると思っんですね。内部で。その決裁より前の段階は、必ず開催予定日というふうに謳っておかないとまずいだらうと。この条例上、市民自治会議に意見を聞き、決定し等いろいろ書いてあるどこかでその矛盾、決裁前に開催日と謳ってしまう矛盾がどこかで発生しないかどうかというところの確認がしたいです。</p>
事務局	<p>基本的に諮問と答申をさせていただいて、諮問のときには、開催日について諮問をするという形になると思います。そして、開催日はこの日かどうかというのが来て、その後、市が開催日を決定するというのであれば、条例の第4条を開催予定日ではなくて、開催日と変えていくことで問題は起こらないかと私は思っています、その辺は法務担当へ確認させていただきたい部分です。</p>
委員	<p>そもそも受け取り側からすると開催予定日、開催日って、あんまり区別してないと思っんです。区別できないと思っんです。だから条例上で、こういうふうに二つに分けてるということ自体がもう相当わかりにくくしてるなというふうに思っているんです。だから機会が増えるということであれば、1回目の申出期限後に参加申込した人もその意向も反映できるということであれば、私は開催日として、すっきりした方がいいんじゃないかなというふうに思います。</p>
委員	<p>条例上では、開催予定日は、市民自治会議に意見を聴くことになってるんですけども、開催日はそういうふうになってないんですよね。だからあまり意味合いがない。</p>
会長	<p>こういう可能性がいろいろ出てきたけども、この条例を作るとき議論に参加したものとして、この開催予定日という或いは開催予定場所というふうに審議したのは、台風の季節もあって、台風が来たり、天候異変で開催をしたくてもできない条件が発生する時期に当たるんです。だから、そういうことがあるので、開催予定日、或いは開催予定場所というくりにしておいて、それで運用上です、しっかりとやっいてこうということ動き始めたんだけど、突き詰めていくと今のような問題も出てくる。これ法務担当の方はどういうふうに判断してるんですか。</p>

事務局	まだ、そこについては具体的に相談をしていない部分でございますので、皆様のご意見を聞いた上で、法務担当の方にも確認をしていきたいと思っております。
会長	ここはちょっと法務担当の意見も聞いてみたいところでもあるので、一旦ここで事務局の方に、今皆さんが出していただいた意見はお届けして、それで法務担当の方と協議をしてもらって、どんな意見があったかということをして市長の方に答申はするんだけど、あわせて法務の方の意見がどんな意見があるかということはちょっと聞かせてもらえると非常にありがたいかなというふうには思いますけどね。

⑤ 辞職等で市長が欠けた場合の対応について

《事務局説明》

<p>これについてはですね前回の時に（２）のそれぞれで省ける事務があるかどうかといったところを話し合ってから、辞職等で市長が欠けた場合の対応について考えましょうということになっておりました。そもそもですね、自治基本条例第14条の2に討論会について規定がありますけれども、候補者となろうとするものが掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民が聴く機会として、市長選挙立候補予定者討論会を開催するとされております。市民の聴く機会の確保という意味では、どういう状況でも実施する必要はありますけれども、物理的にそれができるかどうかといったところが問題になっていたということです。ただし、ここまで省ける事務等を話していただいた中でも意見がございましたけれども、運営レベルで工夫が必要であるということで、基本的にはどんな場合でも厳しいスケジュールとなろうかと思いますが、市長が辞職した場合も実施していくということでいろいろご意見をいただいているかと思っておりますので、これについてはもう答えが出ている部分かもしれませんが改めてその辺確認をしていきたいということでございます。</p>

《質疑応答・意見交換》

会長	これについては、この間、随分意見交換をやってきたところでもあったのですが、今、事務局が言っていたように確認ということで、辞職等で市長が欠けた場合の対応についても、とにかく行っていくという方向でよろしいですか。
委員	（異議なし）
会長	それでは、確認という点では、この間の議論を踏まえて、皆さんご承認いただきましたので、そのように取り扱いをよろしく願いいたします。 それでは、本日、皆さんにご意見をいただきたい点は以上のところでありまして、資料の中で残っているところ、つまり3ページの2参加申し出

	<p>者が1人の場合について、それから主催者について3番ですね。この2点については、次回、審議をするということで、それでこの間ですね、ご意見も踏まえながらですね1回まとめていきたいというふうに思っています。ということで、この2番と3番は2月2日に審議をしますので、皆さんのお考えをですね、またご披露いただければというふうに思います。よろしいでしょうか。</p> <p>事務局の方はそういうことでよろしいでしょうか。</p>
事務局	承知しました。

3 その他

- ・ 答申日の変更について
以下のとおり、変更する。
日時：令和6年3月25日（月）午後4時から
- ・ 次回（第5回）新城市市民自治会議日程
日時：令和6年2月2日（金）午後6時30分から
場所：市役所4階会議室

閉会